

国保税 令和2年度納付の案内

令和2年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬に送付します。税率は令和元年度と変更ありません。期限内の納付に協力してください。

- ◆普通徴収（納付書、口座振替）世帯：1年間の保険税を7月から翌年3月までの9期に分けて納めます。
- ◆特別徴収（年金から天引き）世帯：10月から新たに対象となる世帯は、7月から9月まで3期分を納付書で納め、10月以降は年金から天引きされます。

◆限度額と軽減基準額を引き上げ

- ①医療費分の限度額を61万円から63万円へ2万円引き上げ、介護納付金分の限度額を16万円から17万円に1万円引き上げました。
- ②均等割額および平等割額の軽減基準額を引き上げ、軽減対象の拡充を図りました。

軽減割合	要件（令和元年度・変更前）	要件（令和2年度・変更後）
7割軽減	33万円以下	33万円以下（変更なし）
5割軽減	33万円 + (28万円 × 被保険者数) 以下	33万円 + (28.5万円 × 被保険者数) 以下
2割軽減	33万円 + (51万円 × 被保険者数) 以下	33万円 + (52万円 × 被保険者数) 以下

※世帯全員の合計所得金額が上記要件に該当する場合、軽減が適用されます。

問い合わせ先：町民課 国保・年金グループ ☎82-2325

国保被保険者証兼高齢受給者証を送付します



現在使用中の国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）の有効期限は「令和2年7月31日」までですので、新しい保険証を送付します。70歳になる方は誕生月の翌月から「被保険者証兼高齢受給者証」となります。誕生月の下旬ごろ送付します。

- 保険証は、特定記録郵便で、世帯主宛てに郵送します。8月1日から使用してください。古い保険証は、町民課に返却するか、細かく切って廃棄してください。

【記載内容を確認してください】

内容に誤りがある場合や、国民健康保険の資格がない方（転出された方、勤務先の健康保険に加入されている方など）の保険証が届いた場合は知らせてください。※勤務先の健康保険に加入した場合は、手続きが必要です。

【8月になっても保険証が届かない場合】

発送後、7月中には順次配達される予定ですが、表札が出ていないなどの事情により戻ってきってしまう場合があります。住所を確認し再送するよう努めていますが、しばらくたっても届かない場合は問い合わせてください。

【保険証の有効期限】

保険証は1年に1回更新します。新しい保険証の有効期限は令和3年7月31日です。※75歳になる方は誕生日の前日までが有効期限です。

問い合わせ先：町民課 国保・年金グループ ☎82-2325